

福島県公安委員会公告 1 号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（新規取得講習）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

令和4年4月22日

福島県公安委員会

1 講習の区分

- (1) 法第2条第1項第1号に規定する警備業務に係る講習（以下「施設警備講習」という。）
- (2) 法第2条第1項第2号に規定する警備業務に係る講習（以下「雑踏・交通誘導警備講習」という。）
- (3) 法第2条第1項第4号に規定する警備業務に係る講習（以下「身辺警備講習」という。）

2 実施日時

(1) 施設警備講習

ア 第1回

令和4年6月9日（木）から同月17日（金）までの7日間
（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 第2回

令和4年10月5日（水）から同月14日（金）までの7日間
（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 雑踏・交通誘導警備講習

ア 第1回

令和4年6月24日（金）から同年7月1日（金）までの6日間
（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 第2回

令和4年10月21日（金）から同月28日（金）までの6日間
（土曜日及び日曜日を除く。）

(3) 身辺警備講習

令和4年7月5日（火）から同月12日（火）までの6日間
（土曜日及び日曜日を除く。）

3 実施場所

福島県福島市黒岩字田部屋53番地の5

福島県青少年会館（電話024-546-8311）

4 受講定員

各講習各回20名

5 受講対象者

受講しようとする講習に係る警備業務（以下「受講警備業務」という。）の区分に応じ、受講申込時において、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 最近5年間に受講警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事し、かつ、現に受講警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事しているもの

6 受講申込手続等

(1) 申込受付期間

次により受付を行うが、各講習各回とも受講申込みの先着順に受講者を決定し、受講者数が定員に達したときは、その後の申込みについては、受付期間中であっても受付を締め切るものとする。

ア 施設警備講習

(ア) 第1回

令和4年5月9日（月）から同月13日（金）までの5日間

（午前9時から午後4時までの間）

(イ) 第2回

令和4年8月29日（月）から同年9月2日（金）までの5日間

（午前9時から午後4時までの間）

イ 雑踏・交通誘導警備講習

(ア) 第1回

令和4年5月23日（月）から同月27日（金）までの5日間
（午前9時から午後4時までの間）

(イ) 第2回

令和4年9月12日（月）から同月16日（金）までの5日間
（午前9時から午後4時までの間）

ウ 身辺警備講習

令和4年5月30日（月）から同年6月3日（金）までの5日間
（午前9時から午後4時までの間）

(2) 申込場所

福島県内の各警察署

なお、郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

(3) 申込書類等

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

受講申込書に写真（6か月以内に撮影した無帽、無背景の正面の顔写真で、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）1葉を貼付すること。

イ 添付書類

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次の書類を添付すること。

(ア) 前記5の(1)に掲げる者

最近5年間に受講警備業務に従事した期間が3年以上であることを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

(イ) 前記5の(2)に掲げる者

1級検定に係る合格証明書（受講警備業務に係るものに限る。）の写し 1通

(ウ) 前記5の(3)に掲げる者

2級検定に係る合格証明書（受講警備業務に係るものに限る。）の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事し、かつ、現に受講警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書 各1通

(エ) 前記5の(4)に掲げる者

旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（受講警備業務に係るものに限る。以下「合格証」という。）の写し 1通

(オ) 前記5の(5)に掲げる者

旧2級検定に係る合格証（受講警備業務に係るものに限る。）の写し及び当該旧2級検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書 各1通

(4) 受講手数料

ア 手数料

- (ア) 施設警備講習 47,000円
- (イ) 雑踏・交通誘導警備講習 38,000円
- (ウ) 身辺警備講習 34,000円

イ 納付方法

福島県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、納付された受講手数料については返還しない。

7 講習内容、修了考査等

(1) 講習内容

講習は、警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関することなどについて、施設警備講習にあつては、各回47時限、雑踏・交通誘導警備講習及にあつては、38時限、身辺警備業務にあつては34時限行うものとする。

(2) 修了考査

各講習各回の最終日に修了考査（5 枝択一式40問の筆記試験（修了考査時間100分間））を実施する。

(3) 集合時間等

受講者は、筆記用具を持参の上、受講する講習初日の午前8時30分までに前記3に掲げる場所に集合し、受付を済ませること。

8 その他

(1) 講習の中止等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により、予定どおり講習を実施できない場合は、講習の中止又は延期等の措置を行う場合がある。

(2) 感染予防対策

講習受講に当たっては、感染予防対策（マスク着用、会場入場前の手洗い等の励行等）を行うこと。

なお、発熱者や体調不良者等については受講を認めない場合がある。

(3) 本講習についての問合せ先

〒960-8686

福島県福島市杉妻町5番75号

福島県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話024-522-2151（内線3313・3314）